

介護キャリア段位制度普及促進にかかるアセッサー講習受講支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業のうち、介護キャリア段位制度普及促進に係るアセッサー講習受講支援事業を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業者

補助対象事業者（以下「事業者」という。）は、県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 香川県の県税に滞納がないこと
- ② 実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が指定・監督権限者に提出され、改善が確認されていること

3 事業内容

事業者が、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の導入にあたり、自ら雇用する従業者を一般社団法人シルバーサービス振興会が実施するアセッサー講習に参加させるために負担する受講料等について助成する。

4 対象経費

上記3において事業者が負担する受講料及び講習指定テキスト代とする。ただし、消費税及び地方消費税は対象としない。

5 補助基準額

受講者1人当たり2万円を上限とする。

6 実績報告

交付要綱第9条に定める実績報告書にアセッサー講習修了書（写し）及び一般社団法人シルバーサービス振興会への評価開始の届出画面のハードコピーを添付するものとする。

7 留意事項

- ① 受講者がアセッサー講習を修了し、アセッサーとして認められた場合にのみ補助対象とする。
- ② 講習を修了し、アセッサーとなった者が当該年度中に内部評価を開始した場合にのみ補助対象とする。

附 則

一部改正（補助対象経費の追加）

この要領は、平成30年5月17日から施行する。

一部改正（対象経費の変更）

この要領は、令和5年8月14日から施行する。